

公告第 26－01 号
令和 8 年 7 月 24 日

社員の皆さんへ
(健康保険組合加入者の皆さんへ)

日本イーライリリー健康保険組合
理事長 木澤 雄次

一般保険料率変更及び子供勘定設立に伴う規約変更について

令和 8 年 4 月 1 日施行で日本イーライリリー健康保険組合規約第 44 条、第 47 条及び大 48 条を以下のとおり変更いたします。

新旧条文対照表

新	旧
(一般保険料及び調整保険料率負担割合) 第 44 条 一般保険料額及び調整保険料額の 79.00 分の 40.88 は事業主、79.00 分の 38.12 は被保険者において負担する。	(一般保険料及び調整保険料率負担割合) 第 44 条 一般保険料額及び調整保険料額の 76.00 分の 39.33 は事業主、76.00 分の 36.67 は被保険者において負担する。
(予備費の費途) 第 47 条 3 子ども勘定のうち予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還付金 (3) 雑支出	(予備費の費途) 第 47 条 1～2 (略) 3 (新設)
(準備金の保有方法) 第 48 条 1 (略) 2 介護勘定及び子ども・子育て勘定で管理する準備金は、原則として第 1 号の方法によって保有しなければならない。	(準備金の保有方法) 第 48 条 1 (略) 2 介護勘定で管理する準備金は、原則として第 1 号の方法によって保有しなければならない。
附 則 この規約は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。	

以上